



令和6年10月31日

さいたま市長

清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会

会 長 江 口 幸 治



さいたま市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（答申）

令和6年10月18日に諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。



答 申 書

さいたま市特別職報酬等審議会

《はじめに》

本審議会は、市長から意見を求められた「市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等」について、社会経済情勢、本市の財政状況、他の政令指定都市との均衡及び本市一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、「月例給については『据え置くことが適当』、特別給（期末手当）については『引上げの改定を行うべき』」との報告を令和6年10月17日に行った。

本審議会は、令和6年10月18日に、さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数及びその改定期限について市長から諮問を受け、次のとおり審議を行い、その答申を行うこととなった。

《審議内容》

- (1) 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数については、国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、改定してきた経緯がある。
- (2) 本年の人事院勧告は、指定職職員の期末手当等の支給月数を引き上げるよう求めており、勧告に従って改定が行われた場合、3.45月となることから、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数については、現行の3.40月から0.05月分引き上げて3.45月とするのが妥当である。
- (3) 改定の時期については、国の指定職職員や本市一般職職員との均衡を図るため、令和6年12月1日とするのが妥当である。

本審議会としては、これらの審議内容を踏まえ、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、次のとおり引上げの改定を行うべきであると判断する。

答 申

1 市議会議員について

(1) 期末手当の年間支給月数 3. 4 5 月

(2) 改定時期 令和6年12月1日

2 市長及び副市長について

(1) 期末手当の年間支給月数 3. 4 5 月

(2) 改定時期 令和6年12月1日